

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主から付託を受けた経営者の責務と、空港での事業を基盤とする企業として社会的な責務を十分に自覚し、その中で、当社グループの使命や企業理念に照らし、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するために、コーポレート・ガバナンスの整備及び運用に努めることであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔原則1-4〕〔政策保有株式〕

当社は、投資目的以外の目的で株式を保有する場合、業務提携、取引の維持、取引強化等、事業活動上の必要性を勘案し、保有する株式数を含め合理性があると判断した場合に限り保有することとしております。

株式の取得又は処分については、それぞれの株式について上記方針に応じたものかどうか担当取締役が適宜検証を行った後、取締役会にて精査し、株式の取得及び処分について判断することとしております。

なお、保有株式に関して具体的な議決権の行使基準は設けておりませんが、上記方針に従い、個別の議案を精査した上で議決権を行使しております。

〔補充原則4-1-3〕〔取締役会の役割・責務（1）〕

最高経営責任者（CEO）である取締役社長の後継者計画は、現時点では明確に定めておりません。今後、後継者計画の策定・運用に関して、議論を進めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-7〕〔関連当事者間の取引〕

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会での承認・報告をおこなっております。

なお、関連当事者との取引条件ないし取引条件の決定方針については、株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

（株主総会招集通知：<http://www.afc.jp/ir/meeting.html>）

（有価証券報告書：<http://www.afc.jp/ir/securities.html>）

〔原則2-6〕〔企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成等に影響を与えることを踏まえ、運用にあたっては適切な知識・経験を有した社員を配置し、運用機関から意見聴取を行いながら、スチュワードシップコードに基づき従業員の利益が守られるように運用状況のモニタリングを定期的実施しております。

〔原則3-1〕〔情報開示の充実〕

（1）

『私たちの使命・企業理念』については、当社ホームページに掲載しております。また、中期経営計画については、当社ホームページにて開示しています。

（2）

コーポレートガバナンスの基本方針は、本報告書、有価証券報告書及び当社ホームページにて開示しています。

（3）

取締役及び監査役の報酬等については、本報告書「2-1〔インセンティブ関係〕、〔取締役報酬関係〕」をご参照下さい。

（4）

取締役・監査役候補者の指名については、当社定款にて定めた員数（取締役17名以内、監査役5名以内）に基づき、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して選定し、社外取締役が委員長を務める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会にて決定しております。なお、監査役候補については、財務・会計に関する知見を有する候補者の他、長年の経験と経営等に関する豊富な知見を有し、専門的見地から当社の監査役の役割を十分に果たしていただける方を候補者としております。

取締役の解任については、コンプライアンスに違反する場合や健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、取締役会にて解任付議議案を決定することとしております。なお、取締役の解任を伴う場合及び監査役の解任は、株主総会にて決議することとしております。

（5）

候補者それぞれの選任理由については、株主総会招集通知にて開示しています。

（『私たちの使命・企業理念』：<http://www.afc.jp/corporate/policy.html>）

（『中期経営計画（2019年度～2021年度）』：<http://www.afc.jp/ir/plan.html>）

（『コーポレートガバナンス』：<http://www.afc.jp/corporate/governance.html>）

（『有価証券報告書』：<http://www.afc.jp/ir/securities.html>）

（『株主総会招集通知』：<http://www.afc.jp/ir/meeting.html>）

[補充原則4-1-1] (取締役会の役割・責務 (1))

当社取締役会は、法令等に定める事項、取締役会規程に定める事項や、その他重要事項等について判断し意思決定を行っており、経営全般に対する監督機能を担っております。

また、業務執行にあたっては、取締役には担当職務を定め、これを行わせると共に、その職務が適正・効率的に行われることを確保するために組織規程及び業務分掌規程を定め、職務を執行しております。

なお、その責任と権限を職務権限規程及び稟議規程で定めております。

[原則4-9] (独立社外取締役の独立性判断基準及び素質)

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、独立した立場から経営に対して助言・提言をおこない会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与して頂ける等の基準を満たす候補者を、独立社外取締役として選定しております。

[補充原則4-11-1] (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社外取締役については、経験・見識・専門性を考慮して選定することとしております。

社内取締役については、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して選定することとします。取締役の人数は、社内・社外を合わせて17名以内としており、現在の取締役の人数は14名です。

また社外取締役を複数名選任することにより、外部視点を取り入れ、業務執行体制及び監督体制の強化を図っております。なお、現在の社外取締役の人数は4名(内、2名は独立社外取締役)です。

[補充原則4-11-2] (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職状況は、株主総会招集通知の事業報告、参考書類、有価証券報告書において、毎年開示を行っております。

(『株主総会招集通知』: <http://www.afc.jp/ir/meeting.html>)

(『有価証券報告書』: <http://www.afc.jp/ir/securities.html>)

[補充原則4-11-3] (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。

自己評価・分析につきましては、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。

2018年10月～11月にかけて取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施しました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保しました。

外部機関からの集計結果の報告を踏まえた上で、2019年1月開催の取締役会において、分析・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

アンケート結果からは、取締役会の年間の開催スケジュールや予想される審議事項の概要があらかじめ適切に決定・周知されていることや、事前に付議議案を確認して頂く時間が確保できていること等、概ね肯定的な評価が得られております。

一方で、取締役会の開催頻度、報酬体系や報酬制度の在り方、最高経営責任者の後任者育成プロセス等について意見があり、これらの課題について認識し共有いたしました。

今回のアンケート結果を踏まえ、上記の課題について今後、十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めて参ります。

[補充原則4-14-2] (取締役・監査役のトレーニング)

社内出身の取締役及び監査役については、適宜、外部セミナーを受講する等により、取締役・監査役としての心得の他、対象者の経験を勘案し、会社法等の関係法令ならびに会計監査に必要な財務会計等の知識等を習得しております。

また、取締役会・常勤役員会その他の重要な会議への出席などを通じて必要な情報を入手し、それぞれの能力向上に努めております。

社外取締役及び社外監査役については、当社グループについての理解を深めるため、適宜、各部門からの事業・業務内容等の説明を受け、あるいは当社施設を視察する機会を設けております。

[原則5-1] (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主や投資家との建設的な対話を促進するため、株主総会での映像等を用いた丁寧な説明、決算説明会を年2回開催するとともに、施設見学会(株主向け等)を年1回開催しております。その他、必要に応じてIRミーティング・インタビューを実施しており、IR資料については、適宜、当社ホームページに掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本航空株式会社	10,521,872	19.86
ANAホールディングス株式会社	10,521,555	19.85
株式会社日本政策投資銀行	6,920,000	13.06
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,607,000	3.03
伴野 富男	1,315,000	2.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,137,700	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	940,700	1.77
株式会社りそな銀行	800,000	1.51
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	657,800	1.24
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	588,900	1.11

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

- 1.上場子会社を有していません。
- 2.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長峯 豊之	他の会社の出身者					○		○				
西尾 忠男	他の会社の出身者					○		○				
杉山 武彦	他の会社の出身者											
青山 佳世	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長峯 豊之		ANAホールディングス株式会社 代表取締役副社長執行役員	航空会社における長年の豊富な経験と高い知見を有するとともに、経営に関する幅広い見識を有しており、社外から経営判断に参画していただくために選任しております。 当該社外取締役は、当社の主要取引先であり、かつ、主要株主であるANAホールディングス株式会社の代表取締役副社長執行役員であります。

西尾 忠男		日本航空株式会社 常務執行役員経営企画本部長	航空会社における長年の豊富な経験と高い知見を有するとともに、経営に関する幅広い見識を有しており、社外から経営判断に参画していただくために選任しております。 当該社外取締役は、当社の主要取引先であり、かつ、主要株主である日本航空株式会社の業務執行者であります。
杉山 武彦	○	独立役員として指定しております	大学教授として教鞭をとられた方であり、また、運輸交通分野での豊富な知識、経験を有しており、社外から独立した立場にて当社の的確な業務執行に貢献していただくことにより、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任しております。 当該社外取締役は、当社との間に、現在及び過去において、特筆すべき人的関係、資本関係及び取引関係その他利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのないものとして相応しいと判断したため、独立役員として指定しております。
青山 佳世	○	独立役員として指定しております	フリーアナウンサーとして活動をしており、また、運輸交通分野を始め政府の各種審議会委員を歴任されていることから、豊富な知識、経験を有しており、社外から独立した立場にて当社の的確な業務執行に貢献していただくことにより、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任しております。 当該社外取締役は、当社との間に、現在及び過去において、特筆すべき人的関係、資本関係及び取引関係その他利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのないものとして相応しいと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	2	2	2	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	2	2	2	0	社外取締役

補足説明

【指名委員会】
 ・取締役候補者及び監査役候補者の指名にあたり、候補者の協議、選定を行う取締役会の独立性・客観性と説明責任の強化を図るために取締役会の諮問機関として指名委員会を設置し、少なくとも年1回開催することとしております。
 ・指名委員会は、独立社外取締役 (2名)、独立社外監査役 (2名)、社内取締役 (2名) にて構成され、委員長は独立社外取締役が務めております。
 ※「社外有識者」の2名は、独立社外監査役であります。

【報酬委員会】
 ・取締役報酬の決定に当たって、報酬の客観性、透明性及び妥当性を確保するために取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、少なくとも年1回開催することとしております。
 ・報酬委員会は、独立社外取締役 (2名)、独立社外監査役 (2名)、社内取締役 (2名) にて構成され、委員長は独立社外取締役が務めております。
 ※「社外有識者」の2名は、独立社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の会計監査内容を確認し、必要に応じて会計監査人の意見を求めています。
また、社長直轄の監査室を設置し、監査室が年間の監査計画に基づき内部監査を実施し、社長及び監査役に監査結果の報告を行ない、必要に応じて監査役は、監査室から意見を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
芝 昭彦	弁護士													
岩村 敬	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芝 昭彦	○	独立役員として指定しております。	弁護士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、高度な法律面のアドバイスを監査役会及び取締役会にて頂くことを期待して、引き続き社外監査役として選任しております。 当該社外監査役は、当社との間に、現在及び過去において、特筆すべき人的関係、資本関係及び取引関係その他利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのないものとして相応しいと判断したため独立役員として指定しております。

岩村 敬	○	独立役員として指定しております。	運輸・交通の分野における長年の経験と経営等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から当社の社外監査役の役割を十分に果たして頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。 当該社外監査役は、当社との間に、現在及び過去において、特筆すべき人的関係、資本関係及び取引関係その他利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのないものとして相応しいと判断したため独立役員として指定しております。
------	---	------------------	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす全ての社外役員を独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く。）の報酬については、株主総会で承認された報酬額の限度の範囲内（年額430百万円（うち社外取締役分は30百万円以内）以内（ただし使用人分給与は含まない））で、社外取締役を除く取締役に対しては、基本報酬の支給並びに業績連動報酬としての賞与、株式報酬型ストックオプションの付与及び退任時繰延報酬を支給することとしております。

また、株式報酬型ストックオプションの内容は、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の目的である当社普通株式の数の上限を100,000株、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限を1,000個とすることとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇並びに長期的な業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（上記の「その他」）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとしております。

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

更新

取締役に対する報酬等の総額は329百万円（うち社外取締役は6百万円）であり、監査役に対する報酬等の総額は42百万円（うち社外監査役は3百万円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

社外取締役については、総務部において会議日程等の手続業務をサポートしており、必要に応じて、総務担当取締役が、事前に説明を行っております。

社外監査役については、総務部において会議日程等の手続業務をサポートし、必要に応じて、常勤監査役が、事前に説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山本 長	名誉顧問	社長の諮問に応じて意見を開陳する(社内会議不参加)。	非常勤・無報酬	2001/06/28	2020/06
高橋 朋敬	相談役	社長の諮問に応じて意見を開陳する(社内会議不参加)。	常勤・報酬有	2019/06/27	2020/06

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 2 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社は、取締役14名(社外取締役4名を含む。)及び監査役4名(社外監査役2名を含む。)による取締役会を定期的に開催し、必要に応じて臨時開催するなど、常に適切な経営判断及び経営監視ができる体制としております。

なお、当社定款では、取締役を17名以内、監査役を5名以内とそれぞれ員数を規定しております。また、取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、一方解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うことを定款で規定しております。

当社では、前述の「社外取締役の選任状況」のとおり、社外取締役を選任しており、その豊富な知識・経験等を活かして、社外から経営判断に参画していただいております。

さらに、取締役会をより建設的かつ活発な議論を行う場とするため、取締役会以外に取締役間の意思の疎通や社外取締役及び社外監査役の当社への理解の向上を図る意見交換の機会を定期的に設けております。

(2) 常勤役員会及び拡大常勤役員会

当社は、常勤取締役10名及び常勤監査役2名による常勤役員会、常勤取締役及び常勤監査役並びに各部門長などによる拡大常勤役員会を組織し、当社グループの全般的な業務執行に係る方針及び計画並びに執行に係る決定、報告等を行っております。

(3) 経営戦略会議及び海外投資経営会議

当社は、常勤取締役及び常勤監査役による経営戦略会議を組織し、中期経営計画の審議と、経営課題の共通認識・新たな計画策定に向けた議論を行っております。また、常勤取締役及び常勤監査役による海外投資経営会議を組織し、海外投資戦略、海外子会社等の決算報告等の審議を行っております。

(4) 執行役員会

当社では、執行役員制度を採用しており、上席執行役員2名及び執行役員4名による執行役員会を組織し、意思決定の迅速化などを図っております。

(5) 指名委員会

当社は、取締役候補者及び監査役候補者の指名にあたり、候補者の協議、選定を行う取締役会の独立性・客観性と説明責任の強化を図るために取締役会の諮問機関として指名委員会を設置し、少なくとも年1回開催することとしております。なお、同委員会は、独立社外取締役(2名)、独立社外監査役(2名)、社内取締役(2名)にて構成され、委員長は独立社外取締役が務めております。

(6) 報酬委員会

当社は、取締役報酬の決定に当たって、報酬の客観性、透明性及び妥当性を確保するために取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、少なくとも年1回開催することとしております。なお、同委員会は、独立社外取締役(2名)、独立社外監査役(2名)、社内取締役(2名)にて構成され、委員長は独立社外取締役が務めております。

(7) 監査役会

当社は、監査役制度を採用しております。常勤監査役2名及び社外監査役2名による監査役会を組織し、取締役会などの重要な会議に出席するほか、当社の業務及び財産状況を調査、各監査役及び会計監査人との連携を保つなど、監査体制の充実を図っております。

また、監査役機能強化に係る取組みとして、前述の「社外監査役の選任状況」のとおり、監査役監査を支える人材・体制の確保、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任、独立性の高い社外監査役の選任に務めております。これらのことにより、経営の監視機能の観点から十分に機能する体制となっていると認識しているため、現状の体制を採用しております。

(8) 内部監査

内部監査機能としては、社長直轄の部門として監査室を設置しております。監査室は、内部監査に係る報告書を監査役へ提出しており、必要に応じて会計監査人の監査に協力し、相互連携が適切に機能できる体制となっております。

(9) 会計監査

当社の会計監査は、東陽監査法人との監査契約に基づき、公認会計士等11名が会計監査を行っております。なお、監査業務を執行した公認会計士は、東陽監査法人に所属する指定社員・業務執行社員である橋元秀行氏及び清水谷修氏の2名であり、監査業務の補助者は、公認会計士7

名、その他2名であります。

(10) 内部通報

当社は組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適切な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的に公益通報者保護規程を設けており、通報受付及び相談の社内窓口に加え、経営陣から独立した監査役を当該窓口とする体制の構築など内部通報の体制を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、当社は十分なガバナンス体制が構築されていると考えておりますので、現状のガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	より多くの株主様に議決権行使を実施してもらえるよう、招集通知においては、理解しやすい表現をするように努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会、年1回施設見学会を実施しております。その他、必要に応じてスモールミーティング、インタビューを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社概要、財務データ、株式の状況等(一部英訳含む)及び株主様向けに發送しております「AFC REPORT」を掲載しており、必要に応じて随時更新しております。 また、年2回、アナリスト・機関投資家向けに開催している決算説明会にて使用・配布した資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの一事業である熱供給事業では、エネルギーの効率化及び環境保全に努め、この結果、燃料等の使用量及び二酸化炭素の排出量については、その基準量を大きく下回っております。 また、当社は航空思想の普及を図る団体等への支援等を通じて、航空の発展に寄与するよう努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社の重要な経営判断等については、適時適切に開示し株主の皆様への情報提供に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、株主から付託を受けた経営者の責務と、空港での事業を基盤とする企業として社会的な責務を十分自覚しています。その中で、当社グループの使命や企業理念に照らし、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するために、内部統制システム基本方針を取締役会で決議し、内部統制システムの整備、運用に努めています。また、2018年6月28日開催の取締役会において、グループ内部統制に関する体制及び監査役の監査環境整備に関する体制をより充実させるため、同方針の一部を変更しております。

1.コンプライアンス

当社グループは、当社社長を委員長に、すべての代表取締役、常勤監査役などで構成するコンプライアンス委員会を組織しています。コンプライアンス委員会は、役職員の職務執行が法令、定款及び社内規則等に適合することを確保するために必要とする重要事項について検討し、グループ全体で、業務の適正化の維持・向上、コンプライアンス違反の未然防止及びその他リーガルリスクの回避・低減などに努めています。

2.リスクマネジメント

当社グループは、空港に必要な施設と機能を建設、運営管理していることから、安全な空港運営及び航空会社の運航をサポートする責任を担っています。そのことから、当社グループの事業リスクの発生により、空港の運営及び運航に支障をきたさないために、グループで統合的なリスク管理体制の整備、向上に努めており、取締役及び部門長並びに子会社で構成するリスクマネジメント委員会を設置し、リスクの把握と適切な管理体制の運用、改善に努めております。

当社グループは、東京国際空港での熱供給、給排水及び共用通信といったインフラ事業を行っており、安定的な運用は当社グループの事業において必須であり、また災害等の緊急時においては、空港の役割がとても大切なことから、平常時及び緊急時における安定供給や円滑な復旧対応は、当社グループにおいて、とても重要なことであると自覚しております。

3.財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に関する内部統制報告書に対応するために、内部監査を担当する社長直轄の監査室が、業務の適正を確保するため、幅広い視点から監査し、評価しております。当社グループは、財務報告等のディスクロージャーの信頼性を確保することは企業として大切なことであると自覚しており、引き続き当社グループの有効な内部統制の整備、運用及び改善に努めてまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、使命及び企業理念並びに内部統制システム基本方針に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断しております。

反社会的勢力からの不当要求などがなされた場合は、コンプライアンス委員会を中心に、顧問弁護士や警察などとの緊密な連携を図り、グループ全体として反社会的勢力の関係を遮断いたします。また、使命及び企業理念並びに内部統制システム基本方針を役職員へ周知し、日常の業務活動及び監査活動を通じて、反社会的勢力排除を含めた内部統制の適切な運用に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

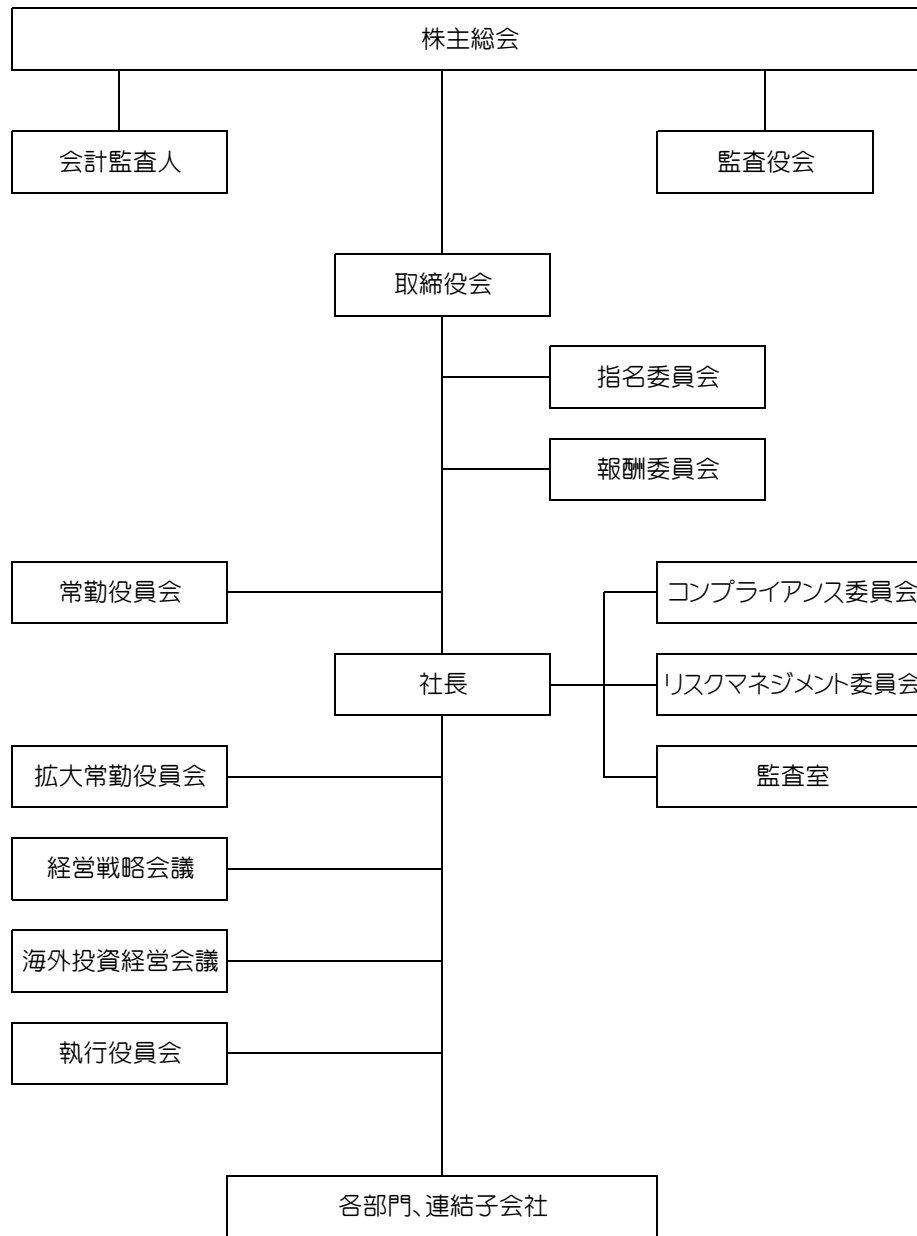
該当項目に関する補足説明

当社としては、重要な事項と認識しておりますが、具体的な取り組みは定めておりません。しかし、現状の株式分布状況等を踏まえつつ、関係ご方面の判断・見解、ステークホルダーの利益等を念頭におきながら、今後とも継続して検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記する事項はありません。

コーポレートガバナンス体制図



適時開示体制

